

駅前に新しい複合施設がオープン

4月6日(土)
オープン

宇和島市学習交流センター(パフィオうわじま)

【開館時間】

- ▶生涯学習センター：午前9時～午後10時
 - ▶中央図書館、子育て世代活動支援センター：午前9時～午後7時
- ※4月6日(土)は正午から一般開放予定です。



【4階】子育て世代活動支援センター (新規)

- ▶幼児室、多目的室、一時預かり室、相談室、屋外遊戯場

【2・3階】中央図書館 (堀端町から移転)

- ▶2階：一般書架(約40,000冊)、地域資料コーナー、雑誌・新聞などのブラウジング(閲覧)コーナー
- ▶3階：児童書架(約21,000冊)、婦人雑誌や子育て雑誌などを備えたミセスコーナー、寝転びコーナー

【1階】生涯学習センター (堀端町から移転)

- ▶ホール(椅子収納により平面利用可)、多目的室、音楽・演劇練習室、スタジオ、自由工房、休憩スペース(自動販売機あり)

オープニングイベント

4月6日(土)
記念式典や
記念ライブ

4月中旬
宇和島芸術祭

4月下旬
詩集朗読会

5月上旬
すこやか赤ちゃん
応援フェスタ
inうわじま(仮称)

【問合先】生涯学習課生涯学習係 ☎24-1111内線2761

愛媛県議会議員選挙

投票所入場券

各家庭にハガキで郵送(3月30日(土)～発送予定)します。1人1枚の入場券です。氏名・投票所・投票時間などを確認して、持参してください。

- ▶選挙人名簿に登録されている人は、ハガキが手元に無い場合でも、申し出れば投票できます。
- ▶紛失した場合、投票所で再交付ができます。

期日前投票

投票日当日に投票所に行くことができない場合は、期日前投票ができます。

【持参物】投票所入場券(届いている人)

※投票所入場券の裏面に「期日前投票用の宣誓書」を印刷しています。

▶宣誓書に必要事項を記入して持参すると、受付が早く済みます。

▶市内8カ所で投票できます(対象が異なります)。

※投票所入場券が無くても投票できます。

投票所	対象	取扱期間
市役所 801会議室	市内全域	3月30日(土)～ 4月6日(土) 午前8時30分～ 午後8時
吉田公民館		
三間公民館		
岩松公民館		
宇和海支所	遊子・下波地区	4月1日(月)～ 5日(金) 午前8時30分～ 午後5時
蔦淵出張所	蔦淵地区	
戸島出張所	戸島地区	
日振島出張所	日振島地区	

点字投票・代理投票

目やからだの不自由な人など自分で書くことができない人は、投票所で申し出てください。点字投票・代理投票ができます。投票の秘密は守られます。

転入・転出した人の投票

【転入】

- ▶平成30年12月28日以前に宇和島市に転入届出をした人は、投票できます。
- ▶平成30年12月29日以後に宇和島市に転入届出をした人は、投票できません。ただし、県内から転入し、引き続き県内に住むことの確認を受けた人またはその証明書の交付を受けた人は、元の名簿登録地で投票ができます。

【転出】

- ▶県外へ転出した人は投票できません。
- ▶県内へ平成30年12月7日以降に転出し、平成30年12月29日以後に転入届出をした場合で、引き続き県内に住む確認を受けた人、その証明書の交付を受けた人は、宇和島市で投票ができます。

郵便による不在者投票

重度の障がいがあり「郵便等投票証明書」の交付を受けている人は、郵便により在宅で不在者投票ができます。詳しくは、お問い合わせください。

学生の選挙権について

市外の大学などに修学するため寮などに住む学生の住所地は、原則としてその寮などの所在地になります。そのため、旧住所地に住民票を残したままの学生は投票所入場券が届いても、旧住所地で投票できません(期日前投票や不在者投票も含む)。また所在地でも、選挙人名簿に登録されていないため投票できません。

<共通>

【問合先】選挙管理委員会 ☎49-7038

【申告期限】

3月15日(金)

確定申告

所得税の確定申告、市県民税の所得申告の時期です。
期限内に忘れずに申告を済ませましょう。

市役所または各支所での市県民税申告

地区	とき	ところ
宇和島	3月15日(金)まで 午前9時～11時30分 午後1時～4時30分 (土・日を除く)	市役所 602会議室
吉田		吉田支所 税務係
三間		三間支所 会議室
津島		岩松公民館

※必要と思われる人はお越しく下さい。所得税の確定申告をする人は、必要はありません。

【対象】市内に住み、平成30年中に次の所得があった人、または国民健康保険の被保険者(平成30年中の収入が無い人も申告が必要)

- ①営業・農業・漁業などの事業所得
- ②家賃・配当・恩給・年金・利子・譲渡などの所得
- ③給与所得者のうち、次のいずれかに当てはまる人
 - ▶勤務先から市に給与支払報告書が未提出
 - ▶2ヵ所以上から給与を受けた
 - ▶医療費控除などを受けようとする人
 - ▶平成30年の途中で退職し再就職しておらず、市に給与支払報告書を未提出など

【持参物】

- ▶収入金額が証明できる帳簿や書類
- ▶収入を得るための必要経費が証明できる書類
- ▶控除を受けるための社会保険料・生命保険料・年金保険料・介護保険料・医療費などを証明する書類
- ▶給与所得者と年金受給者は所得税の源泉徴収票
- ▶印かん(スタンプ式は不可)
- ▶利用者識別番号(ある人)
- ▶申告者本人のマイナンバーカード(持っていない人は番号確認書類および身元確認書類)

番号確認書類	通知カード マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書
身元確認書類	運転免許証 公的医療保険の被保険者証 年金手帳 パスポートなど

【問合先】税務課市民税係 ☎24-1111内線2513～2516または各支所税務係

宇和島税務署での確定申告

【申告と納税の期限】

- ▶所得税及び復興特別所得税、贈与税：3月15日(金)まで
- ▶消費税及び地方消費税：4月1日(月)まで
所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税については、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出することで、振替納税が利用できます。利用者は、次の振替日の前日までに預貯金口座の残高を確認してください。

【振替日】

- ▶所得税及び復興特別所得税：4月22日(月)
- ▶消費税及び地方消費税：4月24日(水)

■マイナンバーの記載に注意してください
所得税、贈与税および消費税の申告書については、申告する本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載と申告する本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。また、郵送などによる提出の際には本人確認書類の写しの添付をお願いします。

<共通>

【問合先】宇和島税務署
☎22-4511



マイナちゃん